

納付金・標準保険料率算定(イメージ)

【〇〇県】

＜費用＞	＜収入＞
保険給付費等 500億円	公費等 300億円
	保険料 (=納付金) 200億円

		算定要素				医療費水準
		応能割①	応益割②			
		所得総額(シェア)	被保数(シェア)	世帯数(シェア)	応益シェア	
〇〇県	A市	480億円(60%)	120,000人(60%)	60,000世帯(60%)	(※)60%	1.0
	B市	200億円(25%)	60,000人(30%)	30,000世帯(30%)	30%	0.8
	C町	120億円(15%)	20,000人(10%)	10,000世帯(10%)	10%	1.2
計		800億円(100%)	200,000人(100%)	100,000世帯(100%)	100%	

※60%×0.7+60%×0.3

国ガイドライン(原則)

＜案＞ 医療費水準を反映

【各市町村の納付額】

A市	120億円
B市	45億円
C町	29億円
計	194億円

※計200億円になるよう調整
(200/194=1.03を各々乗じる)

国ガイドライン(例外)

＜参考＞ 医療費水準の反映なし

A市	120億円
B市	54億円
C町	23億円
計	197億円

※計200億円になるよう調整
(200/197=1.03を各々乗じる)

【差】

	-
	9億円
	▲6億円
	-

【各市町村の標準保険料率】

	所得割	均等割	平等割
A市	12.50%	35,000円	30,000円
B市	11.25%	26,250円	22,500円
C町	12.08%	50,750円	43,500円

	所得割	均等割	平等割
A市	12.50%	35,000円	30,000円
B市	13.50%	31,500円	27,000円
C町	9.58%	40,250円	34,500円

【差】

-	-	-
2.25%	5,250円	4,500円
▲2.50%	▲10,500	▲9,000円

○現在と同じく、医療費が高い市町村は、保険料率(納付金)が高く、医療費が低い市町村は、保険料率(納付金)が低くなる。

○平均より医療費が低い市町村は、保険料率(納付金)が上がり、医療費が高い市町村は、保険料率(納付金)が下がる。

〔※府内市町村間の保険料格差 約2倍
医療費格差 約1.4倍〕

〔※医療費等の格差が少ない府県に適した仕組み〕

現 状

～H29

市町村国保財政の維持困難

市町村間での保険料・医療費水準の格差

- ◇ 保険料 約2倍
- ◇ 医療費 約1.4倍

○ 医療費が高い市町村

→ 保険料は高い

◎ 法定外一般会計繰入（決算補填等目的）による保険料上昇抑制

→ H27実績：8団体

新たな仕組み

（抜本的な財政基盤の強化、制度の安定化）

【京都府】

◆ 市町村ごとの納付金決定

（医療費水準、所得水準）を考慮

◆ 市町村ごとに標準保険料率提示

現行保険料率と比べ

【市町村】

標準保険料率を参考に保険料率を決定

※要件等検討
上がる

変わらない

下がる

検証

追加策の是非

激 変 緩 和 措 置

（格差是正の措置）

保険料・医療費水準の平準化

府が財政運営を一元化



医療費水準の平準化

中期的な医療費の推移見通し

見直し

医療提供体制の整備

地域包括ケア構想（医療計画）

見直し

納付金・標準保険料率算定(イメージ)

【〇〇県】

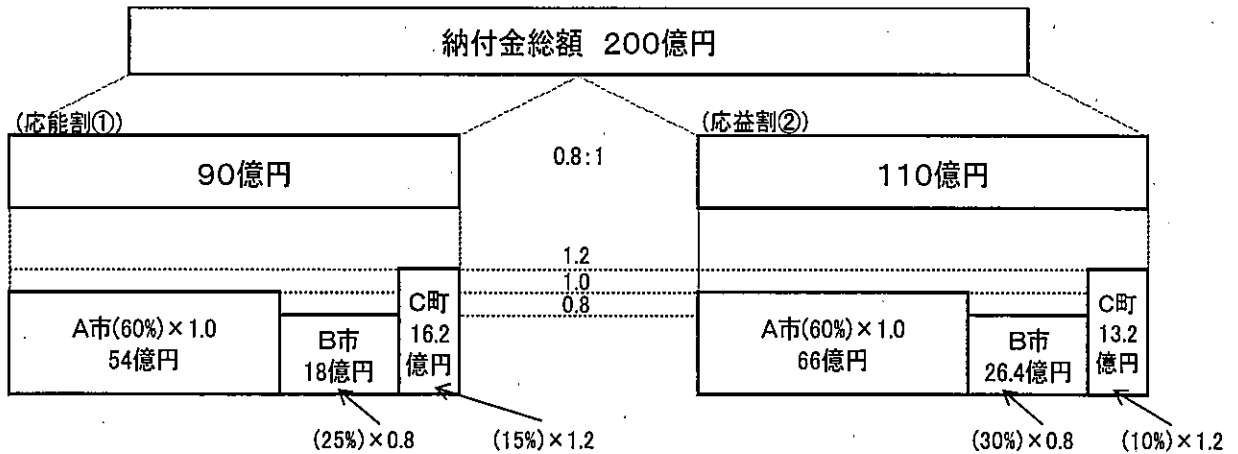
<費用>	<収入>
保険給付費等 500億円	公費等 300億円
	保険料 (=納付金) 200億円

		算定要素				医療費水準
		応能割①	応益割②			
		所得総額(シェア)	被保険数(シェア)	世帯数(シェア)	応益シェア	
〇〇県	A市	480億円(60%)	120,000人(60%)	60,000世帯(60%)	(※)60%	1.0
	B市	200億円(25%)	60,000人(30%)	30,000世帯(30%)	30%	0.8
	C町	120億円(15%)	20,000人(10%)	10,000世帯(10%)	10%	1.2
	計	800億円(100%)	200,000人(100%)	100,000世帯(100%)	100%	

※60%×0.7+60%×0.3

<納付金>

- ・納付金の算定において、「α」で医療費水準を反映、「β」で応能割のシェアを調整
(α=1は全て反映、0は反映しない。βは都道府県の所得水準に応じて設定することが原則)
- ・所得水準 0.8(=β) → 応能割と応益割の按分は0.8:1 → 応能割90億円 応益割110億円
- ・応益割を按分するシェアは、各市町村の被保険者数シェアの7割と世帯数シェアの3割の合計で算出
- ・①90億円、②110億円を、3市町村のそれぞれのシェアに按分、最後に医療費水準を反映(α=1)



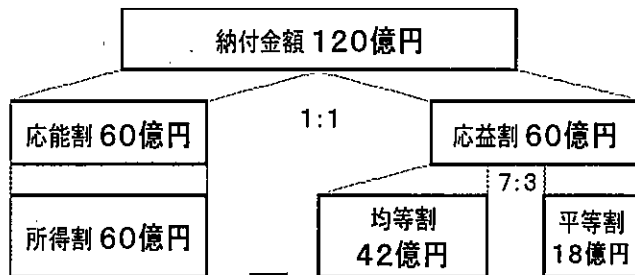
各市町村の納付金総額

A市	120億円
B市	45億円
C町	29億円
計	194億円

※計200億円になるよう調整
(200/194=1.03を各々乗じる)

<標準保険料率>

- ・ A市の算出例(3方式):納付金120億円
 - ・ 応能割のシェアは $\beta' = 1$ を使用→ 応能割と応益割の按分は1:1→ 応能割60億円 応益割60億円
 - ・ 応益割の按分は、被保険者数(均等割)7:世帯数(平等割)3→ 均等割42億円 平等割18億円
- (B市及びC町の算出についても、上記と同様)



A市

所得割	12.50%	←60億円÷480億円
均等割	35,000円	←42億円÷120,000人
平等割	30,000円	←18億円÷60,000世帯

	B市	C町
所得割	11.25%	12.08%
均等割	26,250円	50,750円
平等割	22,500円	43,500円

府が提示する市町村標準保険料率の算定方法について

- これまで市町村は、保険料率の算定に当たり、概ね応能：応益＝50：50としてきており、京都府のように $\beta < 1$ の都道府県においては、試算後、現状と比べて応益割の比重が増加する傾向がある。
- このため、原則は β （各都道府県の全国平均に対する所得水準）とし、激変緩和の観点から、現行の応能：応益＝50：50と同じ割合にするため、当分の間、 β' を使用できるようガイドラインが見直されたところ。

	平成29年度標準保険料率(医療分)					
	京都府 β (約0.83)で試算(A)	$\beta'=1$ (B)で試算	京都府 β (約0.83)で試算(A)	$\beta'=1$ (B)で試算	京都府 β (約0.83)で試算(A)	$\beta'=1$ (B)で試算
保険料率	所得割		均等割		平等割	
	7.50%	8.20%	30,000	27,000	21,000	19,000
賦課割合	46%	50%	38%	35%	16%	15%

→ BはAに比べて、応益分(均等割、平等割)が低くなる。

【国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン・改定版)

- 保険料賦課総額の応能・応益按分には β を用いることを原則とするが、低所得者の負担を著しく増加させないため、 β' を使用することも可能とする。